

援助者の体罰に関する意識についての一考察 —知的障害児施設の援助職員の縦断的調査から—

An Inquiry on Child Guidance Workers' Attitude
toward Corporal Punishment

: The Cohort Investigation into Workers of
an Institution for Mentally Retarded Children

中村 敏秀
Toshihide NAKAMURA

要旨

福祉施設における援助職員による利用者への虐待（体罰）には施設オンブズマンの設置も始まっているが、オンブズマン機能が援助者と利用者の援助関係の質的発展を目指す限り、これと平行して援助者の体罰に対する意識の把握も不可欠である。本稿ではこうした立場から体罰阻止に向けて研修等を実施した知的障害児施設において、援助職員に研修前後の2回の調査を実施してその間の差異を見た。その結果は養成課程教育が体罰阻止に有効性を持たず、施設での現任訓練（スーパービジョンも含む）が援助者に与える影響が大きかった。

キーワード

体罰 援助職員 現任訓練 養成課程教育

1 研究目的

近年、福祉施設にオンブズマンの設置が盛んになってきているが、その機能については市川¹⁾の虐待等の発生予防から副島²⁾の訴訟も含む危機介入までと多様な定義が示されている。現時点では高山³⁾・上田⁴⁾らのオンブズマンが第三者として施設に介入するのは、援助者が利用者の発達的可能性を引き出す援助関係の確立とそれに向けた施設の努力を支援するが共通理解を得られるであろう。すなわちオンブズマンの介入は援助関係の質的転換にある。このことは当事者たる利用者の自己決定と自己実現の力を身につけることが必要となり、もう一方の援助者側にはその力を備えるための援助（エンパワーメント）⁵⁾を行うといった援助関係の枠組みが前提条件となる。このように考えるならば援助者が権利侵害や利用者本位の援助について、いかに考え実践しているのかの解明が必要となる。いわば援助者が援助場面で立つ地平への共通理解を得ずしては、期待される援助関係の確立への接近は不可能なはずである。しかしこうした視点からの福祉施設の実態調査や研究は少なく、とりわけ障害児者施設の援助職員を対象としたものは僅かである。その一つに佐々木⁶⁾の知的障害児者施設の援助職員に、体罰＝身体的虐待を行った経験の有無を問うた調査がある。この調査では30歳未満、30-39歳、40-49歳、50-59歳と年齢階層別に比較し、30歳未満が「まれにある52.1%」と「しばしばある34.8%」の合計が86.9%と最も高い数値を示したと報告の上で、「障害者権利宣言」や「ノーマライゼーション理念」の養成校での教育と実態の乖離を指摘し、養成課程のカリキュラムにも言及している。これと同じく福井県遭遇困難事例研究会⁷⁾の調査も若年層が利用者に体罰を多く用いている。

たと報告され、さらに障害児教育に関わる教員を対象とした調査⁸⁾でも同様の結果が報告されている。また施設種別は異なるが東京都社会福祉協議会児童部会子どもの権利委員会が1999年に実施した「児童養護施設職員の体罰に関する意識調査」⁹⁾（以後、意識調査と略す）では、体罰肯定は20-29歳が最も高く年齢との強い相関を示したが、勤続年数では差がなかったと報告している。また施設長の指示も含め現任訓練等での体罰禁止が方針化されている施設では、体罰に対する許容度は低いと報告をしている。

そこで本研究では、施設における援助関係確立の前提には援助職員の体罰に関する意識の解明が不可欠であると考え、知的障害児施設の援助職員を対象に調査を実施した。調査対象施設は体罰が氾濫していた施設であったが、この克服を目指し施設長・指導係長が指導的に職場内外の研修・ケーススタディー等を実施した。本調査はこの研修・ケーススタディーの実施前後に行ない、体罰に関する意識の差異をみたものである。

2 調査研究の枠組み

先行研究に基づき本研究での理論仮説は、(1) スーパービジョンを含む現任訓練は援助者に影響しない、(2) これまでの社会福祉専門職（保育士含む）の養成カリキュラムは、障害児者等への体罰の抑止に影響を与えていないとした。この仮説検証に用いた調査項目は「意識調査」¹⁰⁾が、体罰克服の処遇方法の策定条件として提示した七項目から(1) 養護理論（援助論・技術論）の見直し、(2) 養成機関のカリキュラムの補強、(3) 入所後の研修の充実、(4) スーパーバイザーア制の導入を選択した。他の(5) 専門性を高める職員体制充実のための最低基準の改定と(6) 建物、設備の改善については直接的には国（自治体も含め）段階の課題であるので外し、さらに(7) オンブズパーソン機能は調査対象施設が導入していないため除外した。また調査対象施設が自治体立のため、希望通りの職場配属が行われず適応状況の把握のために現職場からの離職希望を加えた。なお第1次調査は既存調査のため「意識調査」¹¹⁾に基づき再編し、第2次調査を行った。

分析では独立変数を研修前後（第1次調査・第2次調査）とした。従属変数は(1) 障害児指導における体罰の必要性、(2) 体罰を抑止するまでの養成課程教育の有効性、(3) 施設で実施されているスーパービジョン（①基本的人権の擁護やノーマライゼーションの理念についての指導の有無、②障害児指導に体罰が必要とする指導の有無）(4) 研修機会の保障、とした。

そして体罰の定義は西原¹²⁾の「体罰は、利用者に肉体的あるいは精神的な苦痛を与えることで、職員が利用者に無理にでも指示に従わせようとする方法であり、〈殴る〉とか、〈蹴る〉とか、〈叩く〉とか、〈暴言を吐く〉といった方法によって実践されるものを総称する」を用いた。

3 調査対象と方法

(1) 調査対象

K県A市立（指定都市）知的障害児施設に勤務する援助職員（児童指導員・保育士・看護婦）の25名である。

(2) 調査間に実施した研修等

- ①1998年度の事業計画書に人権擁護と体罰禁止が方針化され、この検討と徹底が図られた。
- ②月1回のケースカンファレンスは体罰を行使した職員と児童を取り上げ、体罰を呼び起こす児童の行動の分析と職員の体罰行使が持つ意味について提出された記録にもとづき3回継

続した。

③知的障害者の人権侵害事件に携わった弁護士や県の施設従事者会の役員を講師とした学習会を行った。

(3) 調査対象の属性

職種別・性別にみた調査対象は表1の通りである。年齢階層別の人員数は第一次調査時では20-29歳9名、30-39歳3名、40-49歳8名、50-59歳4名であった。第二次調査時では20-29歳8名、30-39歳2名、40-49歳9名、50-59歳4名であった。

表1 職種・性別での回答数と回収率

	保育士	児童指導員	看護婦	合計
第1次調査	女 7	3	1	11
	男 1	12		13
	合計 8	15	1	24
(回収率)				(96.0%)
第2次調査	女 6	5	1	12
	男 1	10		13
	合計 7	15	1	23
(回収率)				(92.0%)

(4) 調査項目

調査項目は①年齢、②性別、③職種、④障害児指導の体罰の必要性、⑤体罰を抑制するまでの養成教育課程の有効性、⑥基本的人権の擁護やノーマライゼーションの理念についての指導の有無、⑦障害児指導に体罰は必要との指導の有無、⑧それは誰が指導したのか⑨研修機会の保障、⑩現職場からの離職希望の有無とした。

(5) 調査方法

第1次調査と第2次調査ともに質問紙を留置法により調査を実施した。回収は1ヶ月後に調査者が行った。

(6) 調査時期

第1次調査は1997年7月～8月を行い、第2次調査は1999年8月～9月に行った。

(7) 調査の分析

第1次調査と第2次調査を独立変数として χ^2 検定。

4 結果と考察

(1) 現在の職場からの離職希望

現職場での適応状態をみるために離職希望を質問した結果が表2である。第1次調査では離

職希望をする者が 8 名 (33.3%)、離職を希望しない者は 13 名 (54.2%)、どちらとも言えない 3 名 (12.5%) であった。第 2 次調査では離職希望をする者が 2 名 (8.7%)、離職を希望しない者は 11 名 (47.8%)、どちらとも言えない 10 名 (43.5%) であった。両調査間で有意な差が認められた ($\chi^2=7.52$ $p < .05$)。

離職希望は第 1 次調査から第 2 次調査間で大幅な減少を示している。第 2 次調査のどちらとも言えないの増大を考慮しても、現在の職場と業務への不適応を示す援助職員は減少傾向にあると言える。

表 2 職場からの離職希望

	離職希望	どちらとも言えない	希望しない	合計
第 1 次調査 (N=24)	8 (33.3)	3 (12.5)	13 (54.2)	24 (100.0)
第 2 次調査 (N=23)	2 (8.7)	10 (43.5)	11 (47.8)	23 (100.0)
合 計	10 (21.3)	13 (51.0)	24 (51.0)	47 (100.0)

$$\chi^2=7.52 \quad p < .05$$

(2) 援助職員の体罰に対する意識

① 障害児指導における体罰の必要性

障害児の指導に体罰が必要かを質問した結果が表 3 である。第 1 次調査で障害児の指導に体罰が必要と答えた者は 8 名 (33.3%)、必要がないと答えた者は 11 名 (45.8%)、どちらとも言えないと答えた者は 5 名 (20.8%) であった。第 2 次調査で体罰が必要と答えた者は 2 名 (9.5%)、必要がないと答えた者は 7 名 (33.3%)、どちらとも言えないと答えた者は 12 名 (57.1%) であった。両調査間では有意な差が認められた ($\chi^2=7.20$ $p < .05$)。

次に佐々木ら¹³⁾ の先行調査研究に従い調査結果を年齢階層別でみた。第 1 次調査で体罰が必要と答えた者 8 名 (33.3%) の年齢階層別の内訳は、20-29 歳層で 5 名、30-39 歳層で 2 名、40-49 歳層で 1 名であった。必要がないと答えた者 11 名 (45.8%) の年齢階層別の内訳は、20-29 歳層で 1 名、30-39 歳層で 1 名、40-49 歳層で 6 名、50-59 歳層で 3 名であった。第 2 次調査の必要と答えた者 2 名 (9.1%) の年齢階層別の内訳は、30-39 歳層で 1 名、50-59 歳層で 1 名、必要がないと答えた者 7 名 (31.8%) の年齢階層別の内訳は、20-29 歳層で 1 名、40-49 歳層で 3 名、50-59 歳層で 3 名であった。

このように体罰に対する援助職員の意識は、第 1 次調査では 20-29 歳代が必要と答えた者の各年齢階層では最多であった。これは先行研究と同じ結果であった。こうした若年層すなわち社会福祉専門教育の終了直後の者が体罰を必要とするのは何故か。この点で竹中¹⁴⁾ 石川¹⁵⁾ らの大学・短大・専門学校生等を対象とした調査が示唆を与えてくれる。いずれの調査も 7 割前後が親や教師からの体罰経験を有し、かつ 6 割から 8 割の高率で体罰をやむ得ないと肯定する結果を報告している。これに従うならば体罰体験は養成課程教育をも凌駕していることになる。この結果と養成校の西口¹⁶⁾ が述べる教育実態が、「教師から学生への一方通行的なものになり

勝ちである」とを考え合わせると、施設勤務当初は体罰に肯定的であることは当然であるかもしれない。しかしどちらとも言えないとするいわゆる態度保留の増加はこれだけでは説明できない。施設内部における他の影響要因の存在を覗わせる結果であった。

表3 障害児指導における体罰の必要性

	必要である	どちらとも言えない	必要でない	合計
第1次調査 (N=24)	8 (33.3)	5 (20.8)	11 (45.8)	24 (100.0)
第2次調査 (N=21)	2 (9.5)	12 (57.1)	7 (33.3)	21 (100.0)
合 計	10 (22.2)	17 (37.8)	18 (40.0)	45 (100.0)
$\chi^2 = 7.207 \quad p < .05$				

②体罰を抑止する上での養成教育課程の有効性

体罰を抑止する上での養成教育課程の有効性について質問した結果が表4であるが、有効であるとした者は第1次調査では6名(25%)、有効ではないとした者は10名(41.7%)、またどちらとも言えないとした者は8名(33.3%)であった。第2次調査では有効であるとした者は3名(13.6%)、有効ではないとした者は8名(36.4%)、どちらとも言えないは11名(50%)であった。両調査間に有意な差はなかった。

養成課程の相違から職種別でこれをみた。第1次調査では有効であるとした者は保育士1名、児童指導員5名、看護婦1名、有効ではないとした者は保育士4名、児童指導員6名であった。第2次調査では有効であるとした者は保育士1名、児童指導員1名、看護婦1名で、有効ではないとした者は、保育士3名、児童指導員5名であった。

この結果は養成課程教育を経たいずれの援助職員もその多くは、養成教育課程の内容が体罰を抑制する上での有効性を支持せず、仮説(2)の「これまでの社会福祉専門職(保育士を含む)の養成カリキュラムは、障害児者等への体罰の抑止に影響を与えていない」は棄却できなかつた。

表4 体罰を抑止する上での養成教育課程の有効性

	有効である	どちらとも言えない	有効ではない	合計
第1次調査 (N=24)	6 (25.0)	8 (33.3)	10 (41.7)	24 (100.0)
第2次調査 (N=22)	3 (13.6)	11 (50.0)	8 (36.4)	22 (100.0)
合 計	9 (19.6)	19 (41.3)	18 (39.1)	46 (100.0)
$\chi^2 = 1.61 \quad N. S$				

③業務の専門性向上に必要な専門的理論・技術

業務の専門性向上に必要な専門理論・知識は何かを、回答群からの複数選択性で質問した結果が表5である。第1次調査の第1位は障害児者指導論・技術で12名、第2位は社会福祉制度の体系的知識8名、第3位は障害・疾病学の知識であった。第2次調査では障害児者指導論・技術と障害治療論・技術の各7名であり、第3位は発達心理学等理論技術、遊びの指導論・技術、障害・疾病学知識及びカウセリング・ケースワーク技術が5名であった。これを職種別でみた特徴を列記すると、遊びの指導論と技術の5名は第1次・2次調査ともに全て児童指導員であった。また第1次調査時の障害児者指導論・技術は12名中9名が児童指導員であり、さらに第1次調査の社会福祉制度の体系的知識の8名中6名が児童指導員であった。

言うまでもなく社会福祉は児童から始まって高齢者まで多様な分野を対象にしつつも、それぞれの分野がさらに施設・機関の役割や機能によって専門分化すなわち特化している。事実、調査結果で第1次・第2次調査ともに共通して高位を占める障害児者指導論・技術、発達・臨床心理学理論・技術、障害治療論・技術、遊びの指導論・技術等は、米本¹⁷⁾の言う「技術的訓練」領域に属し、大学教育が担う「専門教育」領域ではないのかもしれない。しかし実際は伊藤¹⁸⁾が指摘するように、日本の四年制大学の社会福祉教育は社会政策学コースに類似しており職業人教育は困難である、と理解することが正確であろう。さりとて北川¹⁹⁾の指摘するように社会福祉士や介護福祉士の養成課程の内容が、これと乖離している事実も否定し難い。とするならば、山手²⁰⁾が描く社会福祉士=ジェネリックソーシャルワーカーを基礎として領域別に分かれた「専門性の高いジェネリックソーシャルワーカー」の養成研修とその上にたつスペシフィクソーシャルワーカーといった階層性と専門性を育てる教育内容をどこが担うかの課題は依然として残っている結果を示す結果となった。

表5 業務の専門性向上に必要な専門的理論・技術

複数回答

	障害児者指導論・技術	障害治療論・技術	発達心理学等理論・技術	遊びの指導論・技術	障害・疾病学知識	神経生理学知識	リハビリテーション工学	社会福祉制度の体系的知識	カウセリングCW理論・技術
第1次調査	12	2	2	5	6	2	2	8	5
第2次調査	7	7	5	5	5	3	3	4	5

(3) スーパービジョンを含む現任訓練

北川²¹⁾は実際の施設で実施されているスーパービジョンは、タテ系列の命令機能を前提とした現任訓練が幹部・先輩職員により実施されていることが多いとしている。そこで知的障害児

施設に求められるスーパービジョンの本来的な内容として「基本的人権の擁護やノーマライゼーションの理念についての指導を受けた経験の有無」と、経験主義の伝承として残存が想定される「障害児の指導には体罰が必要との指導を受けた経験の有無」の二点を質問した。

①基本的人権の擁護やノーマライゼーションの理念についての指導を受けた経験の有無

第1次調査では指導を受けた者10名(41.67%)、指導を受けなかった者13名(54.17%)であり、第2次調査は指導を受けた者18名(78.26%)、指導を受けなかった者2名(8.7%)であった。両調査間では有意な差が認められた($\chi^2=11.34$ p<.01)。

通常、福祉施設のスーパービジョンの導入形態の多くは、幹部職員や先輩職員等による新入・若手職員への機能混合型モデルが一般的である。というのも福山²²⁾が指摘するようにスーパービジョンが機能するためには少数参加の長期継続の過程型が望ましいが、現実的には予算や時間確保なども含め外部からのスーパーバイザーの招聘は困難となる。そのため職場の階層性を前提にスーパービジョンの機能である管理・教育・サポート等のモデルを混在させつつ、組織・業務管理と力量向上を目的にいわば徒弟的に実施されることになる。それは影響力を超え拘束力を持つのは当然である。その結果「人権擁護とノーマライゼーション理念の指導を受けた経験の有無」は第1次調査から第2次調査間で顕著な変化を示し、この間の援助職員の体罰への意識に少なからず影響を与えたことは間違いない。以上の結果から、仮説(1)の「スーパービジョンを含む現任訓練は援助者に影響しない」は棄却されている。

表6-1 基本的人権の擁護やノーマライゼーションの理念について指導の有無

調査別/回答	指導有り	どちらとも言えない	指導無し	合計
第1次調査 (N=24)	10 (41.7)	1 (4.2)	13 (54.2)	24 (100.0)
第2次調査 (N=23)	18 (78.3)	3 (13.0)	2 (8.7)	23 (100.0)
合 計	28 (59.6)	4 (8.5)	15 (31.9)	47 (100.0)

$$\chi^2=11.34 \quad p < 0.1$$

②障害児指導に体罰は必要であるとの指導を受けた経験の有無

第1次調査では体罰が必要と指導を受けた者5名(20.8%)であった。受けなかった者19名(70.2%)であった。第2次調査では指導を受けた者8名(40.0%)、受けなかった者12名(60.0%)であった。ここではどちらとも言えないといった態度保留はなかった。また誰が指導をしたかでは、第1次調査では同僚1名、先輩4名であったが、第2次調査では同僚1名、先輩5名、上司2名、その他3名と増加していた。

先に述べた幹部職員や先輩職員等による新入・若手職員への機能混合型モデルが逆機能した場合の典型例を示す結果となった。援助関係における体罰の阻止を目的とした研修等を組織的に取り組みながらも、結果は第1次調査次より障害児の指導には体罰が必要であると指導を受けた者が増加する結果となった。この結果は先にみた障害児指導における体罰の必要性の質問

項目で、第2次調査がどちらとも言えないとする態度保留が増加したことの影響要因と理解できる。

表 6-2 障害児の指導に体罰が必要とする指導の有無

調査別/回答	指導有り	指導無し	合計
第1次調査 (N=24)	5 (20.8)	19 (79.2)	24 (100.0)
第2次調査 (N=20)	8 (40.0)	12 (60.0)	20 (100.0)
合 計	13 (29.5)	31 (70.5)	44 (100.0)

$$\chi^2 = 1.92 \text{ N. S}$$

(4) 研修機会の保障

第1次調査で研修参加が保障されていると答えた者は19名(79.2%)、保障されていないと答えた者2名(8.3%)、どちらとも言えないと答えた者は3名(12.5%)であった。第2次調査では保障されていると答えた者16名(69.6%)、保障されていないと答えた者4名(17.4%)、どちらとも言えないは3名(13.0%)であった。両調査間に有意な差はなかった。

研修参加の機会の保障は第1次・第2次調査とも施設が積極的に取り組んでいると評価できる結果となっている。事実、実施していると評価する者が79.2%(第1次調査)と69.6%(第2次調査)を占めており、特定年齢階層に偏在することなく各年齢階層とともに保障されているとしており、職場として組織的な援助水準の向上を目指していることは認知されていると言える。

表 7 研修参加の機会保障

	保障されて いる	どちらとも言えない	保障されて いない	合計
第1次調査 (N=24)	19 (79.2)	3 (12.5)	2 (8.3)	24 (100.0)
第2次調査 (N=23)	16 (72.7)	4 (18.2)	2 (9.1)	22 (100.0)
合 計	35 (76.1)	7 (15.2)	4 (8.7)	46 (100.0)

$$\chi^2 = 0.31 \text{ N. S}$$

5 結論

本調査の結果、援助職員の体罰に関する意識は就業前にまで遡る側面を持つと同時に、養成課程教育の内容が問われていることが明らかになった。これとは逆に就業後のスーパービジョンをも含む現任訓練の与える影響力は、プラス・マイナス両面から大きいことが明らかになった。このことから改めて知的障害児者施設における援助関係の質的転換を図る上では、「意識調

査」で指摘する外部からのスーパーバイザー機能と、施設内部での取り組みとが相補的に機能するシステムが問題解決への即応的効果が期待できることが明らかになった。

引用文献

- 1) 市川和彦 (2000) 『施設内虐待』 pp107 誠信書房
- 2) 副島洋明 (2000) 「施設オンブズマン制度と自治会活動」『講座障害をもつ人の人権 3』 有斐閣 pp261-272
- 3) 高山直樹 (1998) 「なぜ施設にオンブズマン制度が必要なのか」『A I G O』 NO・494 pp7-12
- 4) 上田晴男 (1999) 「施設における生活支援と権利擁護」『発達障害研究』第21巻第1号 pp1-8
- 5) 星野晴彦 (1999) 「エンパワメントを志向するソーシャルワーク概念を用いて」『発達障害研究』第21巻第1号 pp30-37
- 6) 佐々木典子 (1989) 「施設における人間尊重－太陽の園職員の意識調査から－」『愛護』, 第36巻第7号。
- 7) 福井県処遇困難事例研究会 (1990) 『知的障害施設職員人権アンケート資料』 pp90-102
- 8) 特集 (1996) 「アンケートに見る体罰の実態と意識」『みんなのねがい』 NO342、pp12-17
- 9) 東京都社会福祉協議会児童部会子どもの権利委員会 (1999) 『児童養護施設職員の体罰に関する意識調査報告書』 pp69-109
- 10) 東京都社会福祉協議会児童部会子どもの権利委員会 (1999) 前掲9) pp106-107
- 11) 東京都社会福祉協議会児童部会子どもの権利委員会 (1999) 前掲9) pp106-107
- 12) 西原雄次郎 (1997) 「知的障害児施設における「体罰」について」阿部三樹雄編著『よくわかる知的障害者の人権と施設職員のあり方』 pp38-56 大揚社
- 13) 佐々木典子 (1989) 前掲6)
- 14) 竹中哲夫 (1984) 体罰の心理学的考察－体罰は有効なのか－『日本福祉大学研究紀要』第58号 第1分冊 pp297-327
- 15) 石川 義之編著 (1998) 『親・教師による体罰の実態』 pp164-184 島根大学法文学部社会学研究室
- 16) 西口 守 (1996) ソーシャルワーカーのアイデンティティーと養成校の課題『ソーシャルワーカー』第4号 pp52-57
- 17) 米本秀仁 (1997) 社会福祉専門教育の課題-教育現場と福祉現場の連携-『社会福祉研究』第69号 pp65-70
- 18) 伊藤淑子 (1996) 『社会福祉職発達史研究-米英日三カ国比較による検討』 p 290 ドメス出版
- 19) 北川精一 (1998) 「社会福祉専門職の成立過程と課題」山崎美貴子・北川精一編著『社会福祉援助活動』 pp159-176 岩崎学術出版社
- 20) 山手茂 (1997) 医療におけるソーシャルワーカーの役割と資格制度化をめぐる論争点 『社会福祉研究』第69号 pp50-57
- 21) 北川精一 (1998) 「社会福祉専門職としての成長」山崎美貴子・北川精一編著『社会福祉援助活動』 pp177-199 岩崎学術出版社
- 22) 福山和女 (1993) スーパービジョン研修の現状と課題『ソーシャルワーク研究』Vol. 19 No3 pp4-9